

破産手続が開始された近年の詐欺的な大型消費者被害について

2012年5月15日
弁護士 江野 栄

近年の大型消費者被害で事業者に破産手続が開始された①～⑨事件につき、財産の隠匿・散逸防止策の検討に資するよう整理を試みた。

1 概要

- 1) 被害者数 約600人～約30万人
- 2) 被害額 約78億円～約4,300億円
(①～⑧事件の1人当たり平均被害額) 約162万5000円～約2,000万円
- 3) 詐欺罪(組織的詐欺罪を含む。)により有罪判決があった事件(①～⑦事件)
 - ⇒ ⑨事件は詐欺とまで評価することが困難である。
 - ⇒ ①～⑦事件も消費者の手持ち証拠だけで直ちに詐欺の立証をすることが困難である。
- 4) 行政の対応の遅れが指摘されていた事件(⑤, ⑧, ⑨事件など)
 - ⇒ 早期に対応できていれば、被害者数(分母)が増えず、事業者の財産(分子)も減らなかつたと考えられるので、被害者への配当率も高まっていたはず。
- 5) 警察の捜索差押えの際又は外国政府の措置によって財産が確保された事件(①, ②事件)
 - ⇒ 関係先も含めた立入調査が有効と想定される。
 - ⇒ 消費者が事業者の財産の所在を調査して確保することは困難である。
 - ⇒ ①～⑦事件では捜索差押えによっても財産確保に至っておらず、消費者行政機関がより早期に刑事手続よりも簡易な手続で財産の隠匿・散逸防止策を講じる必要が高い。
 - ①事件 H18.4 投資募集開始～H19.1 配当停止までに何らかの手立てを講じることができないか?
 - ②事件 H16 後半の投資募集開始～H18.5.30 捜索差押えまでに何らかの手立てを講じることができないか?
 - ③事件 H9 出資募集開始～H14.3 捜索差押えまでに何らかの手立てを講じることができないか?
 - ④事件 H15.9 出資募集開始～H17.10.3 民事再生申立てまでに何らかの手立てを講じることができないか?
 - ⑤事件 H8.6 商品ファンド販売開始～H18.5 業務停止処分までに何らかの手立てを講じることができないか?
 - ⑥事件 H13.11 出資募集開始～H19.1 現金配当停止を表明するまでに何らかの手立てを講じることができないか?
 - ⑦事件 H18.11.6 配当停止までに何らかの手立てを講じることができないか?

- 6) 事業者が民事再生若しくは会社更生手続開始申立てをしていた事案 (④, ⑧, ⑨事件)
⇒ ④事件では民事再生手続中に現預金が約 21 億円流出した。
⇒ 濫用への対応が必要である。

- 7) 支払停止から債権者破産申立てまでの期間
⇒ ①事件 1年2か月後
②事件 1年4か月後
⑥事件 9か月後
⑦事件 1か月

- 8) 破産予納金額 230 万円～合計 3,000 万円
⇒ 近年, 東京地裁で高止まりしている。

2 詐欺的消費者被害と民事的, 刑事的, 行政的の各視点から見ると

○ 民事的には,

- 不法行為に基づく損害賠償が請求できる事案
- 保全方法
 - ア 民事保全法に基づく仮差押え申立て
 - イ 債権者による破産申立て (①～⑦事件。但し, ④事件は自己破産申立てがあったため, 弁護団の申立てを取下げ。)
 - ウ 預金口座凍結要請 (事実上)

○ 刑事的には,

- 詐欺罪等により処罰できる事案
- 保全方法
 - ア 没収・追徴保全
 - イ 搜索差押え (事実上。①, ②事件)
 - ウ 預金口座凍結要請 (事実上)

○ 行政的には,

- 景品表示法の優良誤認表示若しくは有利誤認表示があるとして措置できる事案 (⑧事件。この外にもあるように思われる。)
- 消費者安全法改正案2条8項2号 (消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって, 事業者が消費者に対して示す商品, 役務, 権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものとは著しく異なるもの) の多数消費者財産被害事態にあたる事案として措置できる事案
- 保全方法
 - 預金口座凍結要請 (事実上) 以外に財産の隠匿・散逸防止策が存在しない。

3 被害者らが多数消費者のために財産の隠匿・散逸防止策を早期に講じることは困難

従来から、事業者の違法行為を止めて財産を保全する目的で、弁護士が被害者を集めて債権者破産申立てをすることが行われてきた。

しかし、これを被害者が集めて多数消費者のために行うことには次の限界がある。

↓

ア 配当を受けることができなくなったり、事業者が行政処分を受けたり、警察によって捜査されたりするまでは、被害者個人が被害意識を持ってないことが多い。

イ 詐欺的な消費者被害事案では、a. 事業主体の隠匿、b. 不当な収益の隠匿、c. 財産の散逸、d. 事業閉鎖して所在不明などを伴う事例が多く見受けられる。

しかし、消費者個人には、事業者の説明と実際が異なるといった事案を解明したり、保全すべき事業者の財産の所在等を明らかにしたりするような調査能力・手段がない。

ウ 以上の点をクリアしても、被害者本人はもとより、委任を受けた弁護士としても、依頼者の個別的被害救済が優先されるので、個々に請求しても回収が見込まれない場合や事業者の破綻等が報道されて一度に多数の消費者が相談に殺到するような場合でもなければ、債権者破産申立ての選択を検討できない。

エ 債権者破産申立てにより破産手続開始決定を得るには、事業者の債務超過等の破産手続開始原因があることを証明する必要があるが、証拠収集が困難であり（そのため、支払停止後の申立てが多い。）、その上、高額の子納金を用意する必要がある。そこまで苦勞しても、他の債権者と平等に配当を受けることになり、インセンティブがない。

⇒ 被害者個人を集めても、上記限界があるため、どうしても破産申立てが遅れるか、そもそもできない。

4 消費者庁が多数の消費者のために財産の隠匿・散逸防止策を早期に講じることが適切

多数の消費者のために財産の隠匿・散逸防止策を早期に講じることができる者は、

↓

ア 多数の消費者が財産被害を受けているとの情報に早期に知りうる立場

イ 事業者の違法行為や財産状態に関する調査の権限（証拠収集能力）

ウ 子納金等の必要な資金を用意するだけの資力（経済力）

を兼ね備えた者である。

⇒ 消費者庁

5 検討の方向性

1) 消費者庁に対し一定の場合に事業者の破産申立権を付与

- 一定の場合とは ⇒ 安全法改正案の多数消費者財産被害事態

この場合、定型的に多数の債権者が存在し（多数の消費者が同一の手口で被害を受けている）、かつ迅速な破産の申立てができないと、事業者による財産の隠匿・散逸など多数の債権者に深刻な影響が生ずるおそれがある場合であるし、既に述べたとおり、債権者自らが破産の申立てを行うことを期待することができない場合でもある。

このような場合には、消費者の利益を擁護及び増進に関する事務を任務とする消費者庁が被害を受けた多数消費者（債権者）の代わりに破産申立てを許容することができるといえないか。

⇔ 消費者庁は監督官庁ではない。

← 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものとは著しく異なる取引を業とする者に対する監督を観念することはできないのではないか。

- 申立権を付与されても破産手続開始原因の証明が必要であることは当然。
- 保全した財産の出口を考える必要はない。

2) 景品表示法や消費者安全改正法案等に基づく措置の拡大ができないか

- 行政手法によって財産を保全した場合は、保全した財産をどうするのか出口も検討する必要
 - A 今後検討される経済的不利益賦課の執行を確保するために個別の財産を保全する制度
 - B 事業者の資産がもっぱら多数消費者の被害に由来するものであれば（①～⑧事件はそのように評価できる。）、その救済のため、アメリカのFTC法13条bによる資産凍結のように、事業者の資産を包括的に保全（資産管理人が財産管理処分権を掌握）し、これを換価して被害者に分配する破産とは別個の制度の創設も考えられないか。

以上

ワールドオーシャンファーム事件 (①事件)		
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●フィリピンのマニラ近郊で営んでいるブラックタイガー養殖事業（東京ドーム300～450個分の広さ）や不動産事業などを投資対象とする匿名組合に出資して投資すると1年で倍になる（10日毎に5.556%, 1年間で36回で合計100%の配当）との宣伝文句で多数の消費者から投資を募った事案。 ●匿名組合員が他の投資家を紹介すると3～19%の紹介料を得られる仕組み（マルチ商法的要素）であり、口コミで被害が拡大した。 ●実際には、宣伝文句の20分の1程度の養殖場しか持っておらず、養殖事業の実体がほとんど存在していなかった。不動産事業その他の収益事業も行っていなかった。 	
被害者数	4万人	
被害額	850億円（破産債権届出約1万人、届出額249億5832万円、1人平均249万円）	
経緯	H17.7	株式会社ワールドオーシャンファーム（以下「WOF」という。）設立
	H18.4	投資募集開始
	H19.1	配当停止
	H19.5.30	WOF代理人弁護士がFBIに4,000万米ドルを凍結されたので民事再生を申し立てる旨の通知
	H19.7.31	<ul style="list-style-type: none"> ・警察による関係先20か所への捜索差押えの際に8億200万円の現金押収 ・WOF名義以外も含め7億3438万円の預金口座も事実上凍結
	H19.11.22	FBIが4,000万米ドル凍結したと報道される
	H19.11.26	WOF被害対策弁護団発足
	H19.12.21	代表者が旅券法・入管法違反で逮捕
	H20.3.21	被害対策弁護団がWOF, ワールドオーシャンファーム基金株式会社（以下「WOF基金」という。）及び代表者個人について東京地裁に破産申立て
	H20.5.22	破産手続開始決定（予納金：WOF1500万円, WOF基金1000万円, 個人500万円の合計3000万円）
	H20.7.23	代表者ら14名が組織的詐欺罪で起訴
	H21.5.28	代表者ら有罪判決（代表者について懲役14年の実刑判決確定）
	H23.3.8	米国司法省から4,026万9890.20ドルが返還
	H23.5.27	中間配当WOF10%, 代表者1%
H24.1.23	最後配当通知WOF約6.59%, 代表者約1.65%他合計約8.49%	
H24.7.4	破産手続終結予定	
違法性の立証	<ul style="list-style-type: none"> ○勧誘の際の資料で出資法違反を明らかにすることができる可能性 ○個人の手持ち資料では詐欺の立証が困難 	
被害額の算定	事業者の資料により被害総額の算定は容易と考えられる	
資産の所在の調査	被害者個人では非常に困難（振込先の口座くらいしか把握できず、加害者が保有する他の資産や流出した資産の把握は困難である）。	
保全の必要	高い	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ●外国の捜査機関による資産凍結によって財産保全ができた（被害者にのみ配当されることを条件に米国から返還された。）。 ●募集開始から配当停止されるまでの間は、被害者に被害意識が生じない。この間の行政による情報収集→調査→行政上の措置（財産保全を含む）を図ることができないか ●被害者を結集して高額な破産予納金を用意することに時間がかかるし困難。破産申立てに参加しない被害者より優遇されることはなく、一般的にはインセンティブもない。 ●役員や高額配当受領者への責任追及 ●二次被害 	

エフ・エー・シー事件(②事件)

事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●「会員となり，CDセット(起業コンサルティングセット)を1口100万円で購入すれば，1口について毎月5万円の活動支援金を受け取れる」「新規の会員を紹介した場合には，一定額の紹介料や報酬を支払う」などと称して，会員数を増加させていった。 ●会員に対して「専門家が外国為替証拠金取引で運用している」などと説明していたが，現実には外国為替証拠金取引で運用した資金は少額であり，また，多額の損失を出していた。 ●代表者の個人的な商工ローンなどの負債への返済や高級外車の購入に充てられたり，海外視察と称しての多数回に渡る海外渡航費用，海外投資などに回され，その他，代表者を出演者とする映画を企画するなどしており，集めた資金を湯水のように使っていた。 	
被害者数	約8000人	
被害額	FAC社が収受した金員の総額が約130億円(1人平均約162万5000円)	
経緯	H12.8.18	エフ・エー・シー株式会社(以下「FAC」という。)設立
	H16.後半頃	投資募集開始
	H18.5.30	警察による関係先への搜索差押え(邦貨，米ドル及びインドルピー合計1億3258万2810円の現金押収)。併せて，FAC名義以外も含め約6億円の預金口座も事実上凍結。
	H18.7.2	FAC被害対策弁護団発足(被害者説明会実施)
	H18.8.28	FAC被害対策弁護団第1次訴訟提起以後，第5次訴訟まで提起。
	H19.10.9	被害対策弁護団がFACについて福岡地裁に破産申立て
	H19.10.11	保全管理命令発令(予納金500万円)
	H19.11.3	代表者らが詐欺で逮捕
	H19.12.16	代表者らが詐欺(後に組織的詐欺に訴因変更)で起訴
	H20.4.8	破産手続開始決定(保全管理命令予納金の残金約323万円が破産管財人に引き継がれた)
	H21.9.2	代表者有罪判決(懲役4年の実刑判決・確定)
	H24.3.19	中心人物の元代表者有罪判決(懲役8年の実刑判決・控訴)
		H22.5末時点での破産財団約3億1000万円
違法性の立証	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟では旧特定商取引法33条1項(連鎖販売取引)，40条に基づくクーリング・オフが認められた。 ・個人の手持ち資料では詐欺の立証が困難 	
被害額の算定	事業者の資料により被害総額の算定は容易と考えられる	
資産の所在の調査	被害者個人では非常に困難(振込先の口座くらいしか把握できず，加害者が保有する他の資産や流出した資産の把握は困難である)。	
保全の必要	高い	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ●捜査機関による搜索によって財産保全ができた。しかし，預貯金口座の凍結や現金の押収に止まり，不動産の処分・散逸を許した。 ●凍結された預貯金について，FACと支部長が結託して公正証書(FACが支部長に対して多額の返還を約束するもの)を作成し，脱法的回収を企図していた(本件では，破産手続における保全措置により，支払寸前で阻止することが出来たが，通常，被害者はこのような脱法的回収を把握できない。) ●被害者を結集して高額の破産予納金を用意することに時間がかかるし困難。破産申立てに参加しない被害者より優遇されることはなく，一般的にはインセンティブもない。 ●破産管財人も，散逸した資産の把握に苦勞を余儀なくされている(捜査中の刑事記録の閲覧・謄写が出来ないなど)。 	

ジーオー事件（③事件）		
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●平成9年ころからバナバ茶などの販売利益から配当すると称して広告費名目で出資させ、配当に行き詰ると、手を替え品を変えて新商品に乗り換えさせ、被害者からの返還要求をかわしていた。 ●平成13年には出資金からフィリピンの銀行を買収するなどして被害を拡大させた。 	
被害者数	1600人(弁護団受任)	
被害額	100億円(弁護団受任・1人平均625万円)	
経緯	H9	出資募集開始
	H13	フィリピンの銀行買収
	H14.3	出資法違反で捜索差押え
	H14.3	被害対策弁護団が東京地裁に破産申立て
	H14.4	破産宣告決定（予納金700万円）〔注1〕
	H14.9	首謀者ら幹部5名が組織的詐欺罪で逮捕
	H15.7	配当(配当率4.234%)
	H19.7	首謀者に対し懲役18年の実刑判決(上告棄却により確定)
違法性の立証	個人の手持ち資料では詐欺の立証が困難	
被害額の算定	事業者の資料により被害総額の算定は容易と考えられる	
資産の所在の調査	被害者個人では非常に困難(振込先の口座くらいしか把握できず、加害者が保有する他の資産や流出した資産の把握は困難である)。	
保全の必要	高い	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ●首謀者の源泉徴収税還付により配当原資が確保された。 ●破産管財人の日本の破産法による権限をフィリピン国内で認めるとの判決を得るのに3年を要した。 	

〔注1〕 出所：第二東京弁護士会「消費者問題法律相談ガイドブック〔四訂版〕」15頁

平成電電匿名組合事件（④事件）		
事案の概要	通信ベンチャーの平成電電株式会社(以下「平成電電」という。)の関連会社(平成電電設備株式会社・平成電電システム株式会社)が匿名組合の営業者となり、平成15年9月から、1口100万円で、年8～10%の配当が得られる等と大手日刊紙に大々的に広告を打って一般投資家から出資の募集を開始した。関連会社は、集めた出資金でメーカー等から通信機器を購入し、平成電電にリースし、リース料収入を出資者に配当するとしていた。しかし、平成電電は同年1月期から3期連続で監査法人の修正意見に従わず、粉飾決算状態で実際には赤字決算の状態であった。加入者数が伸び悩み、資金繰りに窮するようになった平成電電は、平成16年11月ころから、メーカー等から通信機器を購入せず、ペーパーカンパニーを通じて、既に平成電電の固定資産台帳に記載済みの通信機器を関連会社に売却したことにし、関連会社が集めた出資金をその代金名目で受領する架空のリースバック取引を行い、資金の使途を偽ったまま出資の募集を平成17年9月まで継続した。	
被害者数	1万7000人	
被害額	487億4100万円(1人平均286万円)	
経緯	H15. 9	匿名組合を利用した出資の募集開始
	H16. 11	架空のリースバック取引開始
	H17. 1. 31	金融庁で開かれた金融トラブル連絡調整協議会で東京都消費生活総合センターから平成電電設備等による匿名組合方式での資金集めが問題事例として指摘された
	H17. 10. 3	東京地裁に民事再生申立
	H17. 10	被害対策弁護団結成
	H17. 11. 9	匿名組合営業者に対する検査許可申請
	H17. 12. 9	許可決定←検査拒絶(架空のリースバック取引であることを隠蔽するため書類改ざん)
	H17. 12	関連会社の株式会社ドリームテクノロジーズ(以下「ドリテク社」という。)がスポンサーに名乗りをあげる
	H18. 1. 13	匿名組合営業者に対する帳簿等閲覧謄写仮処分申立
	H18. 3. 9	仮処分決定
	H18. 4. 14	ドリテク社に対する証拠保全決定
	H18. 4. 18	民事再生手続廃止
	H18. 6. 7	破産手続開始決定
	H18. 6. 22	関連会社について破産手続開始決定
	H19. 3	代表者ら5名詐欺罪で逮捕(3名につき詐欺罪で起訴され懲役3年から10年の実刑判決・上告中)
H21. 5. 13	平成電電破産手続終結	
H22. 9. 29	関連会社破産手続終結(設備社：中間配当7.5895%，最後配当2.825688258%，追加配当0.01905604%，システム社：中間配当5.6452%，最後配当1.998687259%，追加配当0.01830128%)	
違法性の立証	個人の手持ち資料では詐欺の立証が困難	
被害額の算定	事業者の資料により被害総額の算定は容易と考えられる	
資産の所在の調査	被害者個人では非常に困難(振込先の口座くらいしか把握できず、加害者が保有する他の資産や流出した資産の把握は困難である)。	
保全の必要	高い	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ●民事再生手続が悪用され、監督委員の目の及ばないところで証拠隠滅や財産隠匿が行われた(申立てから手続廃止までの半年間に21億円を超える現預金が減少した〔注1〕)。 ●匿名組合営業者に対する業務・財産状況の調査も抵抗に遭い、時間を要した。 ●関連会社破産管財人が回収した財産合計57億4200万円余、破産配当金合計36億6200万円余、管財人報酬合計2億9000万円〔注1〕 ●平成電電破産管財人が回収した財団59億8000万円余、破産配当金4億3000万円余、保全管理人報酬1億円、破産管財人報酬3億円、公認会計士報酬1億円余〔注1〕 	

〔注1〕 出所：瀬戸和宏「倒産法令の活用による財産保全と消費者被害拡大防止」現代消費者法11号

ファーストオプション事件 (⑤事件)		
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田市所在の投資会社による投資詐欺被害事件。高利(年利約6%以上, 最高で20%程度)の元本保証の商品であるとして, 「米国市場商品先物オプション取引」なる取引を勧誘して契約を締結し, 数百万円から数千万円を預かる。平成18年3月ころ, 顧客への配当金・償還金の支払いを停止。 ●被害者の多くが高齢者で被害回復がほとんど出来ていない ●代表者は実刑確定, 他の役員も刑事裁判が係属中。 	
被害者数	600人以上	
被害額	78億円(破産債権届出244人, 届出額25億3077万円, 1人平均1037万円)	
経緯	H2. 10	旧代表者がファーストオプション株式会社(以下「F0」という。)を設立
	H8. 6	旧代表者が札幌で株式会社エフアンドオーとして無登録で商品ファンド販売を開始し, 現代表者がF0の経営権を取得して無登録で商品ファンド販売を開始する
	H11. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・旧代表者が出資法違反, 詐欺で逮捕 ・北海道警察がF0の家宅捜索をしたが, 処分なし
	H12. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌弁護士会が, エフアンドオーが無登録で商品ファンドを行っていたことについて, 監督官庁への監督の徹底を申し入れ ・このころから, F0は, 商品ファンドそのものにならないのに, 規制のない海外商品先物オプション取引契約と表示するようになった
	H18. 1~3	秋田南税務署がF0への税務調査により投資が全くなされていないことを把握
	H18. 5	業務停止処分
	H18. 5. 25	被害対策弁護士団が秋田地裁に破産申立て
	H18. 7. 13	破産手続開始決定(予納金230万円)
	H19. 6. 18	現代表者の元妻(従業員)の不動産について仮差押申立
	H19. 6. 20	仮差押命令発令(保全異議棄却により確定)
	H20. 3	破産配当(配当金合計426万円)
	H20. 5. 29	現代表者ら役員逮捕
	H20. 10. 27	現代表者に対し懲役12年判決(その後控訴審で10年となり確定)
H21夏から秋	他の役員ら3名に実刑判決(2名控訴中)	
違法性の立証	個人の手持ち資料では詐欺の立証が困難	
被害額の算定	事業者の資料により被害総額の算定は容易と考えられる	
資産の所在の調査	被害者個人では非常に困難(振込先の口座くらいしか把握できず, 加害者が保有する他の資産や流出した資産の把握は困難である)。	
保全の必要	高い	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ●関連会社の摘発や税務調査により詐欺が把握されていながら営業継続し, 被害拡大した ●捜査機関の捜索の際に財産を保全できず低配当に終わった 	

エル・アンド・ジー事件（⑥事件）		
事案の概要	①1口5万円を手数料18%の9,000円を加算して振り込むと3年後に10万円返還される「振込あかり価格」、②1口100万円を振り込むと3か月毎に9%（年36%）の利息なし役務手当を受け取ることができる「L&G協力金」、③10万円以上預けると毎年同額の疑似通貨「円天」受け取ることができ、「使っても減らないお金」という「円天受取保証金」の3つの投資商品を有名ホテルでセミナーや有名歌手の無料コンサートなどを開催して勧誘していた。	
被害者数	約3万7000人	
被害額	約1260億円	
経緯	S62.8	設立
	H13.11	協力金の名目で出資募集開始
	H18.2	銀座に円天市場を開設
	H19.1	L&G協力金の支払を2月以降行わず円天で支払うと表明
	H19.3.1	解約の受付を停止
	H19.9	円天による支払も停止
	H19.9.20	資金繰り悪化を理由に大部分の従業員を解雇
	H19.10.1	東京都立入調査実施
	H19.10.2	銀座に開設していた円天市場を閉鎖
	H19.10.3	警視庁等により出資法違反容疑で捜索
	H19.10.31	被害者弁護団が会社と代表者について東京地裁に対し破産手続開始及び保全管理命令を各申立て
	H19.11.2	保全管理命令
	H19.11.26	破産手続開始決定（予納金：法人2,000万円、個人1,000万円の合計3000万円）
	H21.2.5	代表者が詐欺容疑で逮捕
H22.3.18	代表者に対し組織的詐欺罪により懲役18年の実刑判決（上告棄却により確定）	
違法性の立証	個人の手持ち資料では詐欺の立証が困難	
被害額の算定	事業者の資料により被害総額の算定は容易と考えられる	
資産の所在の調査	被害者個人では非常に困難（振込先の口座くらいしか把握できず、加害者が保有する他の資産や流出した資産の把握は困難である）。	
保全の必要	高い	
特記事項	代表者は1960年代よりマルチ商法を日本に導入し、詐欺罪で実刑判決を受けた前科がある。幹部らも大規模な消費者詐欺事件で刑事処分を受けた前科のある者が名を連ねていた。	

近未来通信事件（⑦事件）

事案の概要	IP電話事業を展開して、IP電話利用者から徴収する通信料収入から配当金を支払うとして、「投資1年後には毎月100万円近い配当金がある。」「2,3年で元はとれる。」などと高利回りの配当を約束し、IP電話中継局のオーナーを募集し、被害者は加盟金や設備費用といった中継局の設置費用名目で出資した。年65～268億円の配当に対し、通信事業収益は年2～4億円しかなく、集めた資金の大半は、中継局の設置費用ではなく、自転車操業的に配当に回していた。	
被害者数	2000人	
被害額	400億円(1人平均2000万円)	
経緯	H11. 3	第二種電気通信事業者として総務省に届出
	H18. 8. 29	配当の大半を他の投資家の資金で賄ったいたとの新聞報道をきっかけに、オーナーによる解約が相次ぐようになる
	H18. 11. 6	配当金の支払停止
	H18. 11. 17	代表者が海外出国し、行方不明
	H18. 11. 20	本店、支店全て閉鎖
	H18. 11. 26	総務省が電気通信事業法に基づく立入検査
	H18. 11. 29	被害対策弁護団結成
	H18. 11. 30	総務省が稼働していることが確認できたサーバーは2466台設置中2台のみと公表
	H18. 12. 4	警視庁による関係先の搜索
	H18. 12. 5	被害対策弁護団が東京地裁に破産申立て
	H18. 12. 20	破産手続開始決定(予納金：法人1000万円，個人500万円，個人400万円の合計1900万円)
	H21. 11. 26	代表者以外の幹部社員6名が詐欺罪で逮捕(うち2名を詐欺罪で起訴，懲役5年と懲役4年の実刑判決)
違法性の立証	個人の手持ち資料では詐欺の立証が困難	
被害額の算定	事業者の資料により被害総額の算定は容易と考えられる	
資産の所在の調査	被害者個人では非常に困難(振込先の口座くらいしか把握できず、加害者が保有する他の資産や流出した資産の把握は困難である)。	
保全の必要	高い	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ●会社、代表者及び幹部の破産事件について管財人による回収が7772万円にとどまり、配当は約0.1%にとどまった。 ●代表者が数億円以上の資金を持ち出して海外逃亡したが、所在不明のため、保全管理命令を発令してもらうことができなかった。弁護団では懸賞金をかけて行方を捜している。 	

安愚楽牧場事件 (⑧)

事案の概要	繁殖母牛に出資すると毎年生まれる子牛の売却代金で多額の配当が見込まれると勧誘して出資者から資金を集める和牛預託商法である。2007年以降で繁殖牛の全頭数がオーナーの持分を合計した数値に比べて55.9%～69.5%と過少であった。	
被害者数	約7万3000人	
被害額	約4300億円(1人平均約589万円)	
経緯	S56	設立
	H23. 8. 1	会社代理人弁護士が受任通知
	H23. 8. 9	東京地裁に民事再生手続開始申立て
	H23. 8. 10	被害対策弁護士結成
	H23. 8. 25	被害対策弁護士が管理命令申立て
	H23. 9. 6	民事再生手続開始決定
	H23. 11. 4	管財人による管理を命ずる決定
	H23. 11. 8	民事再生手続廃止決定及び破産法上の保全管理命令
	H23. 11. 30	消費者庁が景表法6条に基づく措置命令
	H23. 12. 9	破産手続開始決定
違法性の立証	個人の手持ち資料では立証困難	
被害額の算定	事業者の資料により被害総額の算定は容易と考えられる	
資産の所在の調査	被害者個人では非常に困難(振込先の口座くらいしか把握できず,加害者が保有する他の資産や流出した資産の把握は困難である)。	
保全の必要	高い	
特記事項	H21. 3. 31時点でオーナー数約4万8000人, 出資額約2900億円であったのが, 2年半後の破綻時にはオーナー数約7万3000人, 出資額約4300億円と急激に被害が拡大	

NOVA事件 (㊟事件)		
事案の概要	「駅前留学」「お茶の間留学」とテレビコマーシャルをして多数の受講生を集めたジャスダック上場企業の外国語学校NOVAは、受講生から前払いで『ポイント』と呼ばれる点数(破産会社の運営する授業を受講する権利)を購入させていたが、中途解約の解約精算金額を不当に少額に算出する解約精算方法が特定商取引法49条2項1号に反して違法とされ、その後破綻した事案	
被害者数	約30万人	
被害額	約564億円(債権届出額)	
経緯	H14. 2	東京都が精算方法について行政指導
	H14. 7	経産省が精算方法容認
	H16. 11	NPO消費者ネット関西がNOVAに申し入れ
	H16. 12	NPO京都消費者契約ネットワークがNOVAに申し入れ
	H17. 9	NPO消費者機構日本がNOVAに申し入れ
	H17. 2~H18. 9	東京高裁, 大阪高裁等でNOVA敗訴
	H19. 2. 14	経産省と東京都が特商法に基づき立入調査
	H19. 4. 3	最高裁判決
	H19. 6. 13	経産省が特定商取引法42条(書面記載不備), 43条(誇大広告), 44条1項(不実告知), 同条2項(重要事項の不告知), 46条1号(役務提供契約の解除によって生ずる一部の履行拒否又は不当遅延)及び同条3号(関連商品販売契約の解除によって生ずる債務の履行拒否)違反を原因として, 同法47条1項の規定に基づき, 各業務について, 同月14日から同年12月13日までの6ヶ月間の業務停止を命じた。
	H19. 6. 15	厚労省が教育訓練給付金制度の指定取消
H19. 10	大阪地裁に会社更生手続開始申立	
H19. 11	破産手続開始決定(被害者への配当見込みなし)	
違法性の立証	特商法違反の立証は可能	
被害額の算定	事業者の資料により被害総額の算定は容易と考えられる	
資産の所在の調査	被害者個人では非常に困難	
保全の必要	どの時点で必要と判断できたか	
特記事項	行政が不適切な指導をしなければ, その後の被害拡大は一定程度防げたと指摘されている。	